

広 資 料 第 2 6 3 号  
令 和 4 年 1 2 月 2 3 日  
健 康 福 祉 部 生 活 福 祉 課  
市 民 情 報 提 供 資 料

## 令和4年度健全育成事業費支給に係る過支給について

このことについて、令和4年度健全育成事業費のうち学童服等支給事業及び修学旅行支度金支給事業にて、対象世帯へ支給した際に過支給が判明しましたので、お知らせします。

### 記

#### 1 内容

令和4年度武蔵村山市生活保護受給世帯に対する健全育成経費交付事業運営要綱に基づき、令和4年5月に実施した学童服等支給事業及び修学旅行支度金支給事業の2つの処理の際、学童服等支給事業において修学旅行支度金支給データ作成後、その支給データを削除せずに学童服等支給データを上乘せしたことから、修学旅行支度金を重複してデータを作成したことに加え、それぞれの事業のデータ確認を実施するも、2つの事業の総合的な確認を怠り、過支給が生じたものです。

#### 2 対象者等

- |          |          |
|----------|----------|
| (1) 対象者  | 18件      |
| (2) 対象金額 | 119,500円 |

#### 3 今後の対応

対象者宅に職員が訪問し説明、謝罪及び返還を求め、返還方法等の相談に応じ返還金を回収いたします。

#### 4 再発防止策

事業実施マニュアルへの追加記入と各事務のデータと同時期に実施される事務については、各事業の確認及び同時期に行う事業の総合的な確認作業等を徹底いたします。